議案第１０４号

渋川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

渋川市長　星　名　建　市

渋川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

渋川市道路占用料徴収条例（平成１８年渋川市条例第２０８号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

（単位：円）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	５７０
	第２種電柱		８８０
	第３種電柱		１，２００
	第１種電話柱		５１０
	第２種電話柱		８２０
	第３種電話柱		１，１００
	その他の柱類		５１
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	５００
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	３１０
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	１，０００

	郵便差出箱及び信書便差出箱				４３０
	広告塔			表示面積１平方メートルにつき１年	９００
	その他のもの			占用面積１平方メートルにつき１年	１，０００
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの			長さ１メートルにつき１年	２２
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの				３１
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの				４６
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの				６１
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの				９２
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの				１２０
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの				２２０
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの				３１０
	外径が１メートル以上のもの				６１０
法第３２条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	３
			その他のもの		１０

		検知の対象として設置する導線その他の線類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	８２０
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	５１０
			地下に設けるもの		３１０
	その他のもの				１，０００
法第３２条第１項第４号に掲げる施設				占用面積１平方メートルにつき１年	１，０００
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．００４を乗じて得た額
		階数が２のもの			Ａに０．００６を乗じて得た額
		階数が３以上のもの			Ａに０．００８を乗じて得た額
	上空に設ける通路				４５０
	地下に設ける通路				２７０
	その他のもの				１，０００
法第３２条	祭礼、縁日その他の催しに際			占用面積１平方	９

第１項第６号に掲げる施設	し、一時的に設けるもの		メートルにつき１日	
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	９０
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	９０
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	９００
	標識		１本につき１年	８２０
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	9
		その他のもの	１本につき１月	９０
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	9
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	９０
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	９００
		その他のもの		４５０
令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１年	１，０００
令第７条第３号に掲げる施設			占用面積１平方	Ａに０．０

			メートルにつき１年	３４を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	９０
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１月	１００
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０１４を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに０．０１８を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		Ａに０．００４を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに０．００６を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに０．００８を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．０２６を乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施設	建築物		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０２２を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．０

			１５を乗じて得た額
令第７条第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．０１５を乗じて得た額
令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０２２を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第１２号に掲げる器具		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０２６を乗じて得た額
令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０２２を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．０３４を乗じて得た額

令第７条第１４号及び第１５号に掲げる施設		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０３４を乗じて得た額
渋川駅前地下道ショーケース	市内に住所又は事業所を有する者が設けるもの	１ケースにつき１月	２，５００
	その他のもの		３，０００

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占用であって、占用の期間が１年以下であるものに係る占用料については、なお従前の例による。

理　由

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案

別表（第２条関係）

（単位：円）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	５７０
	第２種電柱		８８０
	第３種電柱		１，２００
	第１種電話柱		５１０
	第２種電話柱		８２０
	第３種電話柱		１，１００
	その他の柱類		５１
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	５
	地下に設ける電線その他の線類		３
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	５００
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	３１０
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	１，０００
	郵便差出箱及び信書便差出箱		４３０
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	９００
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	１，０００
法第３２条第１項第２号に掲げる	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	２２
	外径が０．０７メートル以上		３１

現　　行

別表（第２条関係）

（単位：円）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	４８０
	第２種電柱		７３０
	第３種電柱		９９０
	第１種電話柱		４３０
	第２種電話柱		６８０
	第３種電話柱		９４０
	その他の柱類		４３
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	４
	地下に設ける電線その他の線類		３
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	４２０
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	２６０
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	８５０
	郵便差出箱及び信書便差出箱		３６０
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	８７０
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	８５０
法第３２条第１項第２号に掲げる	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	１８
	外径が０．０７メートル以上		２６

議案第１０４号参考資料

物件	０．１メートル未満のもの				
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの				４６
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの				６１
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの				９２
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの				１２０
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの				２２０
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの				３１０
	外径が１メートル以上のもの				６１０
法第３２条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	3
			その他のもの		１０
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	８２０
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	５１０
			地下に設けるもの		３１０
	その他のもの				１，０００
法第３２条第１項第４号に掲げる施設				占用面積１平方メートルにつき１年	１，０００

物件	０．１メートル未満のもの				
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの				３８
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの				５１
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの				７７
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの				１００
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの				１８０
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの				２６０
	外径が１メートル以上のもの				５１０
法第３２条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	3
			その他のもの		９
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	６８０
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	４３０
			地下に設けるもの		２６０
	その他のもの				８５０
法第３２条第１項第４号に掲げる施設				占用面積１平方メートルにつき１年	８５０

法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．００４を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに０．００６を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに０．００８を乗じて得た額
	上空に設ける通路			４５０
	地下に設ける通路			２７０
	その他のもの			１，０００
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	9
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	９０
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	９０
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	９００
	標識		１本につき１年	８２０
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	9
		その他のもの	１本につき１月	９０
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	9
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	９０
	アーチ	車道を横断するも	１基につき１月	９００

法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		Ａに０．００４を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに０．００６を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに０．００７を乗じて得た額
	上空に設ける通路			４３０
	地下に設ける通路			２６０
	その他のもの			８５０
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	9
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	８７
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	８７
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	８７０
	標識		１本につき１年	６８０
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	9
		その他のもの	１本につき１月	８７
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	9
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	８７
	アーチ	車道を横断するも	１基につき１月	８７０

		の		
		その他のもの		４３０
令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１年	８５０
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	８７
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１月	８５
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０１４を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに０．０１７を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		Ａに０．００４を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに０．００６を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに０．００７を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．０２５を乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施設	建築物		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０１９を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．０１４を乗じて得た額
令第７条第１０号に掲	建築物		占用面積１平方メートルにつき	Ａに０．０２２を乗じ

		の		
		その他のもの		４５０
令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１年	１，０００
令第７条第３号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	９０
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１月	１００
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０１４を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに０．０１８を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		Ａに０．００４を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに０．００６を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに０．００８を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．０２６を乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施設	建築物		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０２２を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．０１５を乗じ

			て得た額
令第７条第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．０１５を乗じて得た額
令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０２２を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第１２号に掲げる器具		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０２６を乗じて得た額
令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０２２を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第１４号及び第１５号に掲げる施設		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０３４を乗じて得た額
渋川駅前地下道ショーケース	市内に住所又は事業所を有する者が設けるもの	１ケースにつき１月	２，５００
	その他のもの		３，０００

備考　（略）

げる施設及び自動車駐車場		１年	て得た額
	その他のもの		Ａに０．０１４を乗じて得た額
令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０１９を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに０．０２２を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．０３１を乗じて得た額
令第７条第１２号に掲げる器具		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０２５を乗じて得た額
令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０１９を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに０．０２２を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．０３１を乗じて得た額
渋川駅前地下道ショーケース	市内に住所又は事業所を有する者が設けるもの	１ケースにつき１月	２，５００
	その他のもの		３，０００

備考　（略）